

都市計画都心南地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名 称	都心南地区地区計画	
位 置	札幌市中央区南2条西1丁目の一部ほか	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	10.2 ha	
区域の整備 保・全開 に発 関及 す び る 方 針	地区計画 の目標	<p>当地区は、本市の都心南部に位置し、商業業務施設、慰楽・娯楽施設等、都心としての機能が集積されている地区である。昭和63年には地下鉄東豊線の開通に伴い「豊水すすきの駅」が設置され、また平成6年にはその延長部が開通する予定であり、今後、土地利用の高度化や商業業務機能の集積が見込まれる。</p> <p>そこで、本計画では、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、適正な商業業務機能の充実を図ることにより良好な市街地を形成することを目標とする。</p>
	土地利用 の方針	<p>商業業務機能等が集積された都心の地区にふさわしい、合理的かつ健全な高度利用を促進する。</p>
	建築物等 の整備の 方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、敷地の共同化を誘導するため、建築物の敷地面積に応じた、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度を定める。</p>

2 地区整備計画

名 称		都心南地区	
区 域		計画図表示のとおり	
面 積		7.9 ha	
建築物等 に 関 す る 事 項	地区 の 区 分	名 称	商 業 業 務 地 区
		面 積	7.9 ha
	建築物の延べ 面積の敷地面 積に対する割 合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、敷地面積が200㎡未満の建築物にあっては、10分の60とする。	
備 考		用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。	

理 由

当地区は、商業業務施設、慰楽・娯楽施設等、都心としての機能が集積されている地区であり、地下鉄東豊線の延長等に伴い、今後土地利用の高度化や商業業務機能の集積が見込まれる。

このため、当地区の土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、適正な商業業務機能の充実を図ることにより良好な市街地が形成されるよう地区計画の決定を行うものである。